

平成25年11月28日

知的財産分科会 御中

委員 古 谷 史 旺

参考資料について

「司法試験改革についての会長所感」並びに「「知財テラス」（仮称）の設置による中小・ベンチャー企業等の抜本的な支援」の資料を提出いたしますので、宜しくご高配のほどお願い申し上げます。

記

参考資料2-1 司法試験改革についての会長所感（平成25年11月21日）

参考資料2-2 「知財テラス」（仮称）の設置による中小・ベンチャー企業等の抜本的な支援（平成25年11月）

以上

会 長 所 感

平成 25 年 11 月 21 日
日本弁理士会
会長 古 谷 史 旺

法曹養成制度改革顧問会議において司法試験論文式試験科目の削減（選択科目の廃止を含む）が示された。日本弁理士会は、論文式試験の選択科目の廃止はもとより、選択科目中の「知的財産法」の削減には、最近の知的財産をめぐる国際情勢を踏まえ、断固反対を表明する。

政府与党は「知的財産政策に関する基本方針」、「日本再興戦略」、「知的財産推進計画 2013」、「自由民主党知的財産戦略調査会の 10 の提言」において、グローバル・ネットワーク化の進展、企業の国際競争力の強化が指摘され、付加価値の高いモノ・サービスの提供（知財の有効活用）、模造品・海賊版対策、グローバルな視点に立つ知財戦略を備える中小企業の保護・育成の方針を公表している。

とりわけ、日本再興戦略では『中堅・中小企業等及びサービス企業が現地で直面する法務・労務・知財問題等に対して、相談対応を行うとともに、信頼できる弁護士事務所等の専門組織の紹介を行う「ワンストップ窓口」を本年夏までに 10 箇所設置し、適宜拡充していく。』という具体的方針を示している。また知的財産推進計画 2013 においても、中小・ベンチャー企業の総合的支援体制の充実として「知財総合支援窓口において、弁理士、弁護士、企業OBを含む専門家、海外知的財産プロデューサーを一層活用し、アジアを含む海外知財情報を提供できる体制を整備する。」ことを提言している。このような政府の方針から、企業の国際競争力強化のため、企業の知的財産活動を支援する担い手となる知財専門家の育成、強化が急務であることは明らかである。

ところが、法曹養成制度改革顧問会議は司法試験受験者の負担軽減を図るという目的から、政府方針に逆行するような「知的財産法」軽視の司法試験改革を推進しようとしている。日本弁理士会は、このような司法試験改革を容認することはできない。

「知財テラス」(仮称)の設置による
中小・ベンチャー企業等の抜本的な支援

平成25年11月
日本弁理士会

I. 中小企業の知財の総合的支援の必要性－最近の提言より－

1. 自由民主党「知的財産戦略調査会の10の提言」(平成25年4月23日)より抜粋

- 「1. グローバルな知財システムの構築と海外展開を国家戦略として支援」
→「中国、韓国等の知的財産新興国における日本の進出企業の知的財産の保護・確保による海外展開を国家戦略として支援する」
- 「4. 中小企業等の知財活動支援の抜本的拡充」
→「特許出願に係る費用の軽減、相談体制の充実、海外事業展開の支援等を通じて、わが国産業競争力の源泉である中小企業への総合的な知財支援体制等を構築する」
- 「5. 産学官連携による知的財産権の創造、利用の促進」
→「大学等で眠っている未利用の特許権等について、TLO(技術移転機関)や国の出先機関等が行う中小企業とのマッチング事業を通じ、その効果的利用を促進する」

2. 「日本再興戦略」(平成25年6月14日)より抜粋

- 「6. 中小企業・小規模事業者の革新」(52頁～56頁)
→2020年までに黒字中小企業・小規模事業者を70万社から140万社に増やすこと。
→今後5年間で新たに1万社の海外展開を実現することを目指し、国、地方公共団体に加え、中小企業・小規模事業者を身近に支える土業、中小企業・小規模事業者関係団体、地域金融機関などの支援機関が一体となって、地域のリソースの活用・結集・ブランド化、中小企業・小規模事業者の新陳代謝の促進及び国内外のフロンティアへの取組促進を進める。
→現場の中小企業・小規模事業者の目線に立って、「最も分かりやすい」中小企業・小規模事業者向けの施策を目指す。
→海外現地支援プラットフォームの整備「法務・労務・知財問題等のサービス支援や万一の縮小撤退等のトラブルにも深掘りして対応する」
- 「三. 国際展開戦略」(87頁～94頁)
→「②潜在力ある中堅・中小企業等に対する重点的支援」中の「○海外現地における「海外ワンストップ窓口」の創設」
・中堅・中小企業等及びサービス企業が現地で直面する法務・労務・知財問題等に対して、相談対応を行うとともに、信頼できる弁護士事務所等の専門組織の紹介を行う「ワンストップ窓口」を本年夏までに10箇所設置し、適宜拡充していく。



- ☆ 個別の施策展開では統一性を欠き、知的財産の活用に迷う中小企業は、どこを頼ったらよいか分からない。
- ☆ 現状では「知財総合支援窓口」が拠り所である。しかし、支援活動は相談業務中心の限定的になりがち、支援する弁理士等も任意の協力にならざるを得ない。

Ⅱ.「知財テラス」(仮称)の設置

国として、(1)士業関係者による中小企業の支援を公的な義務として定め、(2)国家機関、地方公共団体等の官庁、地域の枠を超えて、(3)知財の国内外の枠を超えて、中小企業の知財を総合的に支援する仕組みを構築すべき。



- ☆ 「知財テラス」(仮称)を設置して、中小企業等の知財活動を強力に支援する活動を展開すべき。
- ☆ 「法テラス」の「総合法律支援法」に倣って、根拠となる「中小企業知的財産総合支援法」(仮称)を制定して、「知財テラス」の活動を展開すべき。

- ※ 現状の経済産業省による「知財総合支援窓口」とは異なり、省庁横断による国全体の支援体制を構築するため、金融支援、海外における大使館による支援など多様な支援の展開が可能になる。
- ※ 中小企業等の弁理士に対するアクセスが、「知財テラス」の全国展開によって抜本的に改善される。

(参考)「総合法律支援法」(抜粋)

(目的)

第一条 この法律は、内外の社会経済情勢の変化に伴い、法による紛争の解決が一層重要になることにかんがみ、裁判その他の法による紛争の解決のための制度の利用をより容易にするとともに弁護士及び弁護士法人並びに司法書士その他の隣接法律専門職者(弁護士及び弁護士法人以外の者であって、法律により他人の法律事務を取り扱うことを業とすることができる者をいう。以下同じ。)のサービスをより身近に受けられるようにするための総合的な支援(以下「総合法律支援」という。)の実施及び体制の整備に関し、その基本理念、国等の責務その他の基本となる事項を定めるとともに、その中核となる日本司法支援センターの組織及び運営について定め、もってより自由かつ公正な社会の形成に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 総合法律支援の実施及び体制の整備は、次条から第七条までの規定に定めるところにより、民事、刑事を問わず、あまねく全国において、法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会を実現することを目指して行われるものとする。

Ⅲ.「知財テラス」の概要

1. 基本理念

- 中小企業の知的財産の創造、保護、活用を総合的に支援する体制を整備する。
- 全国において、中小企業が直面する知的財産のあらゆる問題の解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会を実現することを目指す。

2. 事業

(1) 情報提供業務

- 国内外の知財制度の有効活用のための情報・資料の提供
- 弁理士、弁護士、日本弁理士会等の活動に関する情報・資料の提供
- 利用できる国家機関、公共団体、民間組織等の情報・資料の提供
- 産学連携促進のための技術マッチング情報の提供
- 中小企業等の休眠特許等の知財情報の国内外への提供

(2) 資力の乏しい者の知財制度利用に対する資金面における支援

- 資金供与・貸与等の金融支援
- 各種扶助制度の紹介、あっせん事業

(3) 相談、出願準備、権利化等の支援

- 弁理士、弁護士、外国弁理士等を選定するための支援
- 専門家の企業派遣による知財掘り起しの支援
- 弁理士と他士業資格者が連携して行う経営も含めた支援
- 企業の社内における研究開発体制整備の支援
- 海外展開における模倣品・海賊版被害の救済支援

3. 体制の整備

(1) 連携の確保

- 国家機関、地方公共団体、日本弁理士会、日本弁護士連合会、弁理士、弁護士、民間組織等の関係者間における連携を確保する。

(2) 国、地方公共団体の責務

- 国は、支援の実施及び体制の整備に関する施策を総合的に策定し、実施する責務を負う。
- 地方公共団体は、その地域における支援の実施及び体制の整備に関し、国との適切な役割分担を踏まえて必要な措置を講ずる責務を負う。

(3) 日本弁理士会、弁理士の責務

- 日本弁理士会は、中小企業等の知財の総合的支援の意義、弁理士の使命・職責にかんがみ、「知財テラス」の基本理念にのっとり、会員である弁理士、特許業務法人による協力体制の充実を図るなど、総合的支援の実施及び体制の整備のために必要な協力をするよう努める。
- 弁理士、特許業務法人は、中小企業等の知財の総合的支援の意義、弁理士の使命・職責にかんがみ、基本理念にのっとり、総合的支援の実施及び体制の整備のために必要な協力をするよう努める。

(4) 法制上の措置

- 政府は、上記の総合的支援を実施するために必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

IV.日本弁理士会・弁理士の「知財テラス」に対する支援、協力

【日本弁理士会、弁理士の責務】(再掲)

- 日本弁理士会は、中小企業等の知財の総合的支援の意義、弁理士の使命・職責にかんがみ、「知財テラス」の基本理念にのっとり、会員である弁理士、特許業務法人による協力体制の充実を図るなど、総合的支援の実施及び体制の整備のために必要な協力をするよう努める。
- 弁理士、特許業務法人は、中小企業等の知財の総合的支援の意義、弁理士の使命・職責にかんがみ、基本理念にのっとり、総合的支援の実施及び体制の整備のために必要な協力をするよう努める。



【責務を果たすための手当】

- 日本弁理士会、弁理士が、「知財テラス」において積極的な役割を果たすためには、次の基盤整備、制度的な環境整備が必要。
 - (1) 日本弁理士会、弁理士が、中小企業等に対して、(ア)積極的に社会貢献活動を行うこと、(イ)その前提として弁理士が知財の専門家としての責務を負っていることを明確に謳い、全弁理士の意識を喚起する。
 - (2) 日本弁理士会が「知財テラス」を支援するために、柔軟にスピード感を持って対処できるようにするため、日本弁理士会の自主的な判断を尊重する制度を構築する。
 - (3) 企業のグローバルな事業展開をサポートするため、弁理士による知財の国際的な対応を行う知見を、より一層涵養する制度とする。
 - (4) 中小企業等の知財活動を総合的に支援する実力を備える必要がある弁理士に、能力の高い人材を確保する。
 - (5) 中小企業等の弁理士に対するアクセスを改善するため、弁理士の相談体制、情報開示を充実する。また、地域に密着した弁理士による支援体制を構築する。
 - (6) 弁理士事務所の将来的な大規模化等を視野に入れた経営基盤の安定化を図り、弁理士が安心して社会貢献活動ができるようにする。

以上

「知財テラス」(仮称)の設置による中小・ベンチャー企業等の抜本的な支援(概略)

中小企業等の知財
活動支援の必要性

知財テラス

- ・全国展開によって、中小企業等の知財問題全般の解決を支援する
- ・根拠法によって設置する

自由民主党・
知的財産
戦略調査会
の10の提言

- ・情報提供業務による支援
- ・資金面での支援
- ・相談、出願準備、権利化等の支援

日本再興戦略

- ・国家機関、地方公共団体、日本弁理士会、弁理士、他士業、民間組織等の関係者が連携して支援
- ・国、地方公共団体は、支援の実施、体制整備の措置を講ずる

知財総合
支援窓口

- ・日本弁理士会は、支援の実施、協力体制の整備など必要な協力に努める
- ・弁理士等は、支援の実施、体制整備のために必要な協力に努める

- ・政府は、支援を実施するために必要な法制上、財政上の措置等を講じる

日本弁理士会、弁理士による「知財テラス」支援のための基盤整備、環境整備

「知財テラス」を支える社会貢献活動、専門家としての責務の明確化による意識喚起

柔軟かつスピード感を持った支援を行うための自主的な判断を尊重する制度

グローバル展開を支える弁理士の国際的対応を行う知見をより一層涵養する制度

多様な知財活動を総合的に支援するための能力の高い人材の確保

相談体制、情報開示の充実によるアクセスの改善(地域に密着した弁理士による支援)

弁理士事務所の経営基盤の安定化による社会貢献活動の推進